

公立大学法人奈良県立大学の地方独立行政法人会計に関する
指導・助言業務公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

公立大学法人奈良県立大学の地方独立行政法人会計に関する指導・助言業務について、事業者を「公募型プロポーザル方式」により選定するために必要な事項を定めるものとします。

2. 業務の概要

(1) 業務名

公立大学法人奈良県立大学の地方独立行政法人会計に関する指導・助言業務

(2) 契約期間

契約締結日から平成28年8月31日まで

(3) 業務の内容

公立大学法人奈良県立大学が地方独立行政法人会計基準の理解を深めるとともに、日々の会計処理、内部統制について指導・助言を受け、適正な決算書類を作成するための支援業務です。

詳細は別添「公立大学法人奈良県立大学の地方独立行政法人会計に関する指導・助言業務仕様書」によります。

(4) 履行場所

〒630-8258

奈良市船橋町10番地

公立大学法人奈良県立大学事務局

(5) 契約金額

4,500千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限額とします。

(6) 担当部署

〒630-8258

奈良市船橋町10番地

公立大学法人奈良県立大学事務局総務課

電話 0742-22-4978

FAX 0742-22-4991

E-mail general@narapu.ac.jp

3. 参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たす者としてします。

- (1) 公立大学法人奈良県立大学契約規則第2条第1項および第2項の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て中、または再生手続中でないこと。
- (3) 会社更生法の規定による更生手続開始の申立て中、または更生手続中でないこと。
- (4) 企画提案書提出時点において、物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による奈良県競争入札参加者資格者名簿に、営業種目「Q4検査・分析・調査業務」又は「Q7諸サービス」で登録している者であること。
- (5) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止期間中でないものであること。
- (6) 平成22年4月1日以降に公立大学法人の会計監査人として監査業務を受託し、履行した実績を有する者であること。

4. 参加方法

本プロポーザルへの参加を希望される場合は、参加申込書及び提案書を指定期限までに提出してください。

5. 公募型プロポーザル実施要領等の交付期間、交付場所等

(1) 交付期間

平成27年9月30日(水)から平成27年10月7日(水)まで
(ただし、土曜日、日曜日を除く、午前9時から午後5時まで)

(2) 交付場所

〒630-8258
奈良市船橋町10番地
公立大学法人奈良県立大学事務局総務課
電話 0742-22-4978
FAX 0742-22-4991
E-mail general@narapu.ac.jp

(3) 交付資料

- ・実施要領
- ・仕様書
- ・参加申込書(様式1)
- ・提案書(様式2~8)
- ・質問票(様式9)

※ 上記交付資料は、下記URLからもご覧いただけます。

奈良県立大学ホームページ (<http://www.narapu.ac.jp/>)

6. 参加申込書の提出

(1) 平成27年9月30日(水)から平成27年10月7日(水)まで
(ただし、土曜日、日曜日を除く、午前9時から午後5時まで)

(2) 提出場所

〒630-8258
奈良市船橋町10番地
公立大学法人奈良県立大学事務局総務課
電話 0742-22-4978
FAX 0742-22-4991
E-mail general@narapu.ac.jp

(3) 提出書類

- ・参加申込書(様式1)

(4) 提出方法

持参又は郵送により提出してください。

なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、平成27年10月7日(水)午後5時までに到着したものに限り受け付けます。

7. 質問及び回答

(1) 受付期間

平成27年9月30日(水)から平成27年10月7日(水)まで
(ただし、土曜日、日曜日を除く、午前9時から午後5時まで)

(2) 提出場所

〒630-8258
奈良市船橋町10番地

公立大学法人奈良県立大学事務局総務課

電話 0742-22-4978

FAX 0742-22-4991

E-mail general@narapu.ac.jp

(3) 質問方法

別紙「質問票」(様式9)に質問内容を記入し、上記(2)の提出場所へFAX又は電子メールで送付してください。送付後は、電話で到着確認の連絡をしてください。

なお、電話、口頭での質問は受け付けません。

(4) 質問事項の回答

上記の期間内に受理した質問を全てまとめ、参加申込書の提出があった全ての者あてに、平成27年10月9日(金)までに、FAX又は電子メールで回答します。

8. 提案書(様式2~8)の提出

(1) 提出期間

平成27年9月30日(水)から平成27年10月19日(月)まで
(ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く、午前9時から午後5時まで)

(2) 提出場所

〒630-8258

奈良市船橋町10番地

公立大学法人奈良県立大学事務局総務課

電話 0742-22-4978

FAX 0742-22-4991

E-mail general@narapu.ac.jp

(3) 提出書類

- ・提案書表紙(様式2)
- ・提案書(様式3~7)
- ・見積書(様式8)

(4) 提出方法

持参又は郵送により提出してください。

なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、平成27年10月19日(月)午後5時までに到着したものに限り受け付けます。

(5) 提出部数

正本1部、副本5部

(6) その他

- ・用紙の規格は、A4・左綴じとします。
- ・なお、事業者概要書を1ページとし、各ページに通し番号をふってください。
- ・正本の表紙には会社名の記載と代表者の押印が必要です。
- ・副本には会社名、代表者印、及び会社名を類推できる表現等(ロゴマーク、モチーフ、コーポレートカラー等)は入れないで下さい。

※本プロポーザルの審査は提案者名を伏せて行う予定です。

9. ヒアリング

提案者に対して、提案内容の質疑及び補足説明を求めるため、ヒアリングを実施します。

(1) 日時

平成27年10月26日(月)(予定)

(後日、提案者に対し詳細を通知します。)

(2) 場所

〒630-8258

奈良市船橋町10番地 奈良県立大学内

(3) 留意事項

- ・時間は1提案者あたり30分（提案者からの説明15分、質疑応答15分）程度を予定しています。
- ・ヒアリングにかかる費用は提案者の負担とします。
- ・ヒアリングには、当業務を担当する予定のスタッフの参加を必須とします。

10. 審査結果

別紙の「公立大学法人奈良県立大学の地方独立行政法人会計に関する指導・助言業務事業者選定基準」に基づき審査を行い、最も高得点を獲得した事業者を最優秀提案者として選定します。

審査結果は、概ね7日以内に文書により提案者あて通知します。

11. 契約の不締結

最優秀提案者の選定後、最優秀提案者が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記(1)から(5)のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

12. 契約の解除

契約締結後、契約者について11の(1)から(6)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにも関わらず、遅滞なくその旨を公立大学法人奈良県立大学に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認めるときは、契約を解除することがあります。この場合契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、11中、「最優秀提案者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

13. その他

- (1) 必要に応じ、追加資料の提出を求める場合があります。
- (2) 提案書等及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 提案に要する経費は、提案者の負担とします。
- (4) 提出されたすべての書類は、返却しないものとします。ただし、このプロポーザルに係る審査以外に使用しません。
- (5) 提出されたすべての書類は、奈良県情報公開条例に基づき、情報公開の対象文書（個

人情報等は非公開)となります。

- (6) 提案書等に虚偽の記載をした場合には、失格とします。
- (7) 提案書等の受理後の差し替え、及び追加・削除は、原則として認めません。
- (8) 提案書の提出者が1者であった場合は、評価基準による得点が6割を超え、かつ選定審査会で認めたものであることを条件に、契約の相手方として特定することがあります。
- (9) その他、定めのない事項については、公立大学法人奈良県立大学の諸規程、奈良県個人情報保護条例その他関係法令等に従うものとします。